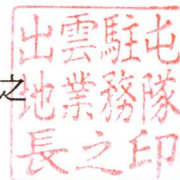


令和6年6月17日

## 公 告

陸上自衛隊出雲駐屯地  
業務隊長 藤井 浩之陸上自衛隊出雲駐屯地における売店等の設置  
及び経営に関する業者の募集について

島根県出雲市松寄下町1142-1に所在する陸上自衛隊出雲駐屯地において売店等を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

## 1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 各契約機関等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可

## 3 設置業種及び店舗数

|                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 食 堂 (飲酒提供)        | 1 店舗 |
| (2) 物品販売 (コンビニエンスストア) | 1 店舗 |
| (3) 理 髪               | 1 店舗 |
| (4) クリーニング            | 1 店舗 |
| (5) スポーツ用品            | 1 店舗 |

## 4 募集要領の配布

(1) 期 間：令和6年6月17日午前9時から  
令和6年7月5日午後5時まで

(2) 場 所：陸上自衛隊出雲駐屯地業務隊厚生科 (担当：森<sup>もり</sup> 山<sup>やま</sup> 拓<sup>ひろ</sup> 一<sup>かず</sup>)

電 話：0853 (21) 1045 内線377

FAX：0853 (21) 1045 内線329

## 5 その他

細部の内容は、募集要領による。